イラク復興支援・自衛隊の派遣に反対する決議

去る5月23日の日米首脳会談で、小泉首相は「イラク復興支援特別措置法案 (仮称)」の今国会成立を前提に、イラクの治安維持にあたる米・英軍などへの「後 方支援」のため自衛隊を派遣する意向を示した。また共同記者会見で、ブッシュ 大統領は「小泉首相は日本の自衛隊も人道、復興活動で後方支援を行うと言って くれた」と述べたという。アメリカが要請しているのは『ブーツ・オン・ザ・グラウンド(地上部隊)』、つまり陸上自衛隊1,000人派遣である。

もとよりこのイラク戦争は米英両国が「国連決議」なしに先制攻撃を行った戦争であり、国連憲章にも国際法にも違反するものである。アメリカ政府が攻撃の根拠としていたイラクが保有していると言われた「化学兵器」については、米国防総省の国防情報局(DIA)が、昨秋にすでに有力証拠はないという「機密報告書」をまとめていたことが明るみに出され、その信憑性はなくなった。大量破壊兵器の存在を強調していた中央情報局(CIA)の「報告書」の信頼性も損なわれ、イラク攻撃の「正当性」に関する疑惑は深まるばかりである。

周知のようにアメリカ政府は、ブッシュ大統領のお膝元であるテキサス州などの企業を戦後復興や石油ビジネスに関与させつつある。アメリカ政府は、各国から戦後復興費を拠出させた上で「戦勝国」の産業、企業に復興事業を優先的に回し、アメリカ企業の独占状態となり、副大統領を出したハリバートン社はさっさと受注を決めている。

米・英軍の先制攻撃について、もともと日本政府は、(新たな)国連決議が無くてもやむを得ず支持はするが、戦後復興費は負担できないと明言してきたものである。では、誰が、破壊したイラクの戦後修復費を払うべきなのか。アメリカ政府はユーゴを爆撃した後、「復興会議」を開いたが、その資金を提供しなかった。アフガニスタンでも自ら爆撃しておきながら、その復興費用は日本などが負担すべきだと主張し、アメリカ政府は負担しなかった。イラク復興費用は誰が負担すべきか、自明の理である。

にもかかわらず、日本政府が、「戦後復興費用」を負担し、小泉首相が言う「軍隊である」自衛隊をイラクに派遣すれば、領土的野心を持たない日本に対して抱いていたアラブ諸国の親日感情を裏切り、平和愛好国として名誉ある国際的地位・信頼を失うことになる。いま日本がすべきことは、米・英軍に対しては、速やかにイラクの占領をやめさせ、撤退することを求めることであり、国連には、大量破壊兵器の査察、米・英軍の攻撃実態の把握につとめ、国連主導による平和的解決を求めることである。

よって、本市議会は、イラクへの「復興支援・自衛隊派遣」に反対するものである。

上記、決議する。

平成15年 6月30日

三 鷹 市 議 会